

遠州流域治水協議会 規約

(設置)

第1条 「遠州流域治水協議会」(以下「協議会」という。)を設置する。

(目的)

第2条 本協議会は、令和元年東日本台風をはじめとした近年の激甚な水害や、気候変動による水害の激甚化・頻発化に備え、河川の氾濫域等において、あらゆる関係者が協働して流域全体で水害を軽減させる治水対策「流域治水」を計画的に推進するための協議・情報共有を行うことを目的とする。

(対象水系)

第3条 本協議会の対象とする水系は以下のとおりとする。

- 1 級水系 天竜川水系 菊川水系
- 2 級水系 都田川水系 馬込川水系 太田川水系

(協議会の構成)

第4条 協議会は、表-1の職にある者をもって構成する。

- 2 本協議会を進めていくにあたり、その他の関係団体についても、協議会の同意を得て、構成員として追加できるものとする。
協議会の運営、進行、招集、企画立案や構成機関相互の連絡調整、協議会の指示による各種検討については、静岡県西部・中東遠地域大規模氾濫減災協議会と連携し、共有・検討を行うものとする。

(協議会の実施事項)

第5条 協議会は、次の各号に掲げる事項を実施する。

- 1 流域治水の全体像の検討及び共有。
- 2 氾濫をできるだけ防ぐ・減らすための対策、被害対象を減少させるための対策、被害の軽減・早期復旧・復興のための対策を含む「流域治水プロジェクト(2.0を含む)」(以下「プロジェクト」という。)の策定及び公表。
- 3 プロジェクトの各対策における実施目標期間の設定。
- 4 プロジェクトに位置付けられた対策の実施状況のフォローアップ。
- 5 その他、流域治水に関して必要な事項。
- 6 遠州流域治水オフィシャルサポーターと連携し、取組推進に関する話題提供を行うとともに、提供を受ける取組推進案について検討する。

(協議会資料等の公表)

第6条 協議会で承認された資料等については速やかに公表するものとする。ただし、個人情報等で公表することが適切でない資料等については、協議会の了解を得て公表しないものとする。

- 2 協議会の議事については、事務局が議事概要を作成し、出席した構成員の確認を得た後、公表するものとする。

(協議会の成立)

第7条 本協議会構成員の出席により成立するものとする。
構成員の出席が困難な場合は代理出席を認めるものとする。

(幹事会)

第8条 協議会の円滑な運営を行うため、協議会に幹事会を置く。

2 幹事会の構成員、運営については、幹事会にて定める「遠州流域治水協議会 幹事会 運営要領」に基づくものとする。

(事務局)

第9条 協議会の事務局を以下に置く

- ・国土交通省 中部地方整備局 浜松河川国道事務所
- ・静岡県浜松土木事務所
- ・静岡県袋井土木事務所

(雑則)

第10条 本規約に定めるもののほか、協議会の議事の手続きその他運営に関し必要な事項については、協議会で定めるものとする。

2 プロジェクトに位置付けられた対策の実施者は、原則協議会へ参加するものとする。

(附則)

第11条 本規約は、令和3年8月5日から施行する。

第1回改訂 令和4年3月15日

第2回改訂 令和6年3月25日

表－1 遠州流域治水協議会 構成員

関係機関名		役職名
浜松市		市長
磐田市		市長
袋井市		市長
掛川市		市長
菊川市		市長
湖西市		市長
森町		町長
設楽町		町長
東栄町		町長
豊根村		村長
静岡県	浜松土木事務所	事務所長
	袋井土木事務所	事務所長
	西部農林事務所	事務所長
	中遠農林事務所	事務所長
愛知県	新城設楽建設事務所	事務所長
	新城設楽農林水産事務所	事務所長
農林水産省	林野庁 関東森林管理局 天竜森林管理署	署長
国土交通省	中部地方整備局 浜松河川国道事務所	事務所長
国土交通省	気象庁 静岡地方气象台	台長
	(国研) 森林研究・整備機構 森林整備センター 静岡水源林整備事務所	事務所長